

平成 27年 05月 22日

国土交通大臣 殿

## 地域型住宅グリーン化事業 適用申請書

本申請書の内容により、地域型住宅グリーン化事業の適用を申請します。  
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

地域型住宅の名称

四国採暖採涼設計の家

グループの名称

省エネルギー住宅推進協議会四国支部

直近採択グループ番号

04-0028-0408

※過去に地域型ブランド化事業で  
採択を受けたグループは記入

(グループ代表者)

代表者名

吉田 健二

代表者印

代表者所属先

吉田建設株式会社

代表者構成員番号

VI-1

代表者所在地

香川県高松市牟礼町牟礼2109番地3

代表者電話番号

087-845-1188

(グループ事務局)

事務局事業者名

吉田建設株式会社

事務局構成員番号

VI-1

事務局担当者名

吉田 健二

印

事務局郵便番号

761-0121

事務局所在地

香川県高松市牟礼町牟礼2109番地3

事務局電話番号

087-845-1188

事務局FAX

087-845-2258

事務局担当者E-mail

ken-y@muh.biglobe.ne.jp

1. 地域型住宅の名称(必須)	四国探暖採涼設計の家
2. グループの名称(必須)	省エネルギー住宅推進協議会四国支部
3. 直近採択グループ番号(必須)	04-0028-0408
4. 地域型住宅供給対象地域(必須)	四国(香川県・愛媛県・徳島県・高知県)
5. 結成年(必須)	2009 年
6. グループ代表者名(必須)	吉田 健二
7. グループ代表者の所属先(必須)	吉田建設株式会社
8. グループ代表者の構成員番号(必須)	VI-1
9. グループ代表者所在地(必須)	香川県高松市牟礼町牟礼2109番地3
10. グループ代表者電話番号(必須)	087-845-1188
11. グループ事務局事業者名(必須)	吉田建設株式会社
12. グループ事務局の構成員番号(必須)	VI-1
13. グループ事務局担当者名(必須)	吉田 健二
14. グループ事務局郵便番号(必須)	761-0121
15. グループ事務局所在地(必須)	香川県高松市牟礼町牟礼2109番地3
16. グループ事務局電話番号(必須)	087-845-1188
17. グループ事務局FAX番号(必須)	087-845-2258
18. グループ事務局担当者E-mail(必須)	ken-y@muh.biglobe.ne.jp

(構成員数)		(構成員を含まない理由)
I. 原木供給	14	合法木材の一部においては、産地・出荷者が多岐にわたり原木供給者の特定が困難な場合がある。その場合は、製材・集成材・合板グループに所属する出荷者による合法性の証明によって代替する。
II. 製材・集成材製造・合板製造	28	
III. 建材流通(木材を扱わない事業者を除く)	34	
IV. プレカット	17	
V. 設計	22	
VI. 施工	26	
VII. 省エネルギー設備等の流通	27	
VIII. 木材を扱わない流通	19	
IX. I~VIII以外の業種	13	

A. 使用する地域材に関する事項 (必須)	対象となる地域材の名称	地域材の産地	認証制度等の名称		国内・国外
				番号記入欄	
	四国産 杉・桧	四国全域	合法木材証明制度	3	国内
	合法木材	指定しない	合法木材証明制度	3	国外
	合法木材	指定しない	合法木材証明制度	3	国内

B. 平成27年度における補助対象の木造住宅の申請戸数及び地域材加算申請戸数 (必須)	長寿命型(長期優良住宅) 経験工務店+未経験工務店の合計 94 戸				地域材加算合計 94 戸	
	うち経験工務店による長期優良住宅 合計 80 戸	うち未経験工務店による長期優良住宅 合計 14 戸			地域材加算 (うち申請が確定) 50 戸 地域材加算 (うち申請が未確定) 44 戸	
	うち申請が確定 44 戸	うち申請が確定 6 戸				
	うち申請が未確定 36 戸	うち申請が未確定 8 戸				
	高度省エネ型(認定低炭素住宅) 合計 8 戸		地域材加算合計 8 戸			
	うち申請が確定 1 戸	地域材加算 (うち申請が確定) 1 戸				
	うち申請が未確定 7 戸	地域材加算 (うち申請が未確定) 7 戸				
	高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅) 合計 40 戸		地域材加算合計 40 戸			
	うち申請が確定 15 戸	地域材加算 (うち申請が確定) 15 戸				
	うち申請が未確定 25 戸	地域材加算 (うち申請が未確定) 25 戸				
	C. 平成27年度における補助対象の優良建築物の申請棟数及び床面積 (優良建築物を供給するグループのみ必須)		優良建築物	棟	m <sup>2</sup>	
	うち申請が確定		棟	m <sup>2</sup>		
うち申請が未確定		棟	m <sup>2</sup>			

D. 当提案が採択された場合の各住宅事業者における補助対象戸数の配分ルール (必須)

第一順位: グループ内施工者に一律づつ振り分け(年間供給予定戸数の多い順)  
第二順位: 2棟目以降は着工現場の早い順(各社申請棟数上限あり)

E. 平成26年度の執行状況 (H26年度地域型ブランド化事業採択グループのみ必須)	長期優良住宅		完了実績見込み					
	採択戸数	38 戸	交付申請戸数	38 戸	竣工済	12 戸	竣工予定	26 戸
	木造建築物		採択棟数		棟	採択床面積	m <sup>2</sup>	
	採択床面積		棟	採択床面積	m <sup>2</sup>			



























1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 四国採暖採涼設計の家	(地域型住宅供給対象地域) 四国(香川県・愛媛県・徳島県・高知県)
2. グループの名称・結成年(必須)	(グループの名称) 省エネルギー住宅推進協議会四国支部	(結成年) 2009年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	04-0028-0408	
4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は◎印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。 ※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。		
ア. 特徴ある地域型住宅の目標設定		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
①地域の気候・風土等に根差した地域型住宅の重視する性能	長寿命型(長期優良住宅)については四国の気候風土に応じて自然の太陽光と通風・創風を設計要素に取り入れ、且つ高気密・高断熱構造の省エネルギー性の高い家で且つ東南海・南海地震に備えた高耐震の家。耐震性能アップを考慮し、屋根仕上げ材が「軽い屋根」の素材であっても「重い屋根」にて壁量計算を実施する。省エネ性アップについては平成25年省エネ基準の外皮性能で当該地域のワンランク上の地域基準をクリアする。高度省エネ型(ゼロエネ住宅・認定低炭素住宅)については、地域の断熱基準性能を上回る数値を目標設定する(様式3-3、グループが取組む木造住宅・建築物の特徴にて補足)。	◎
②地域の気候・風土等に根差した地域型住宅の建て方や様式	壁内結露対策(耐久性向上)として外壁通気工法を標準とし、建物外周部の耐力壁には耐震性・断熱性を高めるため断熱材と構造用面材が一体化したパネルを使用する。開口部へは雨水の浸入対策として先張防水シート施工とする。地域の節水対策として雨水タンク等を利用する(香川県・愛媛県限定)。図面計画段階での『通風創風の開口設計』を実施する。	◎
③地域の気候・風土等に根差した地域型住宅のデザインルール	建築地の周辺の環境との調和は非常に重要であるため①外観の基調色には、けばけばしい色を使用しない。②外観に使用する素材および材料は、周辺の環境に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものを出来る限り使用しない。③建築物の周囲に設置する設備類等は、道路等の公共空間等から容易に見えない位置へ配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。また風配図に基づき、なるべく自然の風・光を取り入れるパッシブデザインの手法を取り入れることで自然の力の有効利用を目指す。	◎
④①～③の背景	四国は瀬戸内エリアと南四国エリアに大きく分類できます。瀬戸内の香川県・愛媛県の特徴は年間の降水量が少ないこと。そのため洪水問題に悩まされています。また、南四国の高知県・徳島県は南海トラフ地震の懸念もあり、地震対策の強化が必須である。また四国全体の共通点として比較的温暖な地域であることがあげられます。しかし冬は比較的温暖な気候であるイメージが根付いているため冬の寒さ対策が十分ではなく、ヒートショックが要因とみられる屋内での心疾患等の循環器系障害で死亡する割合が高いことを示すデータもあり、住宅の断熱性能・気密性能に対する必要性がまだまだ浸透していない状況です。	◎
⑤その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入してください。	ユーザーのより快適な暮らしの実現のため無駄な隙間からの熱ロスをなくす事を目的に全棟気密測定を実施する。全棟、地盤調査を実施する。	◎
イ. 効率的な住宅生産体制の整備		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a. ①用材の寸法規格化や建材の統一、標準仕様の設定	主要構造材においては「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明」ができる木材とし「土台・柱の90%以上を四国産杉・桧」を使用することを標準仕様とする。また住宅性能を担保する為のパネルは工場での高精度で生産されており、物件ごとのバラツキが少なく高い断熱性・気密性を可能にします。パネル化することで現場作業の合理化にも貢献します。	◎
②建材・資材調達の見直しや事務の合理化	建材・資材については各施工事業者各々で調達ルート有しており統一化を図ることが難しい状況である。しかし住宅生産体制の安定供給に向けて建材・資材の市場供給情報を事務局で収集する。また事務局より資材供給の欠品状況等の情報発信を行う。	◎
③生産の合理化等に向けた委員会等の検討実施体制	定例会にて構成員間での情報を共有し、安定供給体制を検討する。	◎
④生産の合理化等に向けた事務局の役割	事務局は上記③のマネジメントおよび構成員間のパイプ役・取り纏め役としての機能を有するよう活動する。	◎
b. ①グループの信頼性向上に向けた施工基準の整備	出来る限りフラット35の施工基準を指針として施工をおこなうことを基本とする。また「共通ルールチェックリスト」を作成して、物件ごとに確認、「個別物件ごとに施工写真台帳の作成」も行う。また①「気密測定を実施」②「地盤調査を実施」③「浴室(水栓金具)・トイレ・給湯器の3箇所は、省エネ性の高いものを採用」するを独自のルールとする。	◎
②グループの信頼性向上に向けた検査ルールの設定	第三者機関による現場検査と瑕疵保証保険の加入を付帯する。また上記の①「気密測定を実施」については気密測定結果報告書の提出②「地盤調査を実施」については地盤調査報告書の提出③「浴室(水栓金具)・トイレ・給湯器の3箇所は、省エネ性の高いものを採用」については選定商品の省エネ性能を表示した書類(カタログ等)の添付を行う。	◎
③グループの信頼性向上に向けた見積・積算のルール化	各施工事業者ごとに規模・販管費が異なる為、仕入れ及び販売価格の統一化を図ることが難しい状況である。ただし、一般的な市場価格と乖離する様な単価設定を会員が行わないように事務局において参考モデルプランの積算を一度実施する。	○
④グループの信頼性向上に向けたその他の具体的取組	地域で長期にわたり継続的に取り組みが実施できる為には、施工の構成員が安定して受注棟数を伸ばし、経営的にも安定することが必須である。そのため、過去から継続的に実施しているグループ主催によるユーザー向け家づくりセミナーの継続、各社住宅見学会の実施、および、会員相互の見学会の活用により、受注量の安定化、維持・成長を今後もはかっていく。同時に取組に共感する地域工務店の新規募集を行い、昨年は19社だった会員数も現在は26社と拡大しています。当団体はこれまでも省エネに対する活動が認められ、ハウスオブザイヤーインエナジーにおいて2012年 地域賞・優秀賞2013年 優秀賞・2014年 優秀賞・優秀企業賞を受賞しており、今後もグループの信頼性向上に向け継続して取り組んでいく。	◎
その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入してください。		

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 四国探暖探涼設計の家	(地域型住宅供給対象地域) 四国(香川県・愛媛県・徳島県・高知県)
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 省エネルギー住宅推進協議会四国支部	(結成年) 2009年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号 (必須)	04-0028-0408	
4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は◎印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。		
ウ. 長期にわたる住宅メンテナンス体制の整備		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a		
①住宅履歴情報の共通管理 診断・点検方法の共通化	長寿命型においては、建築後にアフターメンテナンスを行うためには、住まい手の理解と工務店の説明に対する義務意識が不可欠である。グループにおいては住宅を維持管理するために必要な項目・費用・時期等を事前に伝えることで住まい手の理解度をあげることを目的に概算の長期メンテナンス計画書作成する。また住宅履歴情報は、自社管理だけでなく住宅履歴管理会社へ管理委託する。	◎
②メンテナンス・リフォーム 基準の整備	長寿命型においては、住宅履歴情報管理会社に委託し、30年間定期診断の時期をビルダーに通知する。定期点検時期(6ヶ月・1年・5年・10年・20年・30年)に通知を行う。会員工務店が維持管理計画に則り定期診断を実施する。	◎
③住まいの管理・DIY相談会 体験会などの実施	住まい手向けの「住まいのお手入れガイド」の配布する。OB向けに住まいのお手入れ教室を不定期で開催する。	◎
④グループ内における維持 管理検討委員会等の設置	①～③上記をより効果ある活動にするために定期的な情報交換と意見交換を定例会の中で実施する。	◎
b		
①グループ構成員の倒産廃 業時のバックアップ体制	瑕疵発生時に備えた第三者機関による現場検査と瑕疵保証保険の加入。グループ構成員の倒産・廃業などにより維持管理の継続が困難になった場合、他のグループ構成員(近隣となる工務店)に引き継ぐシステムを構築済みです。(会則に明記/引継ぎ合意書の取得を行う) また100%履歴の第三者管理が行われるように住宅履歴情報証明書の写し提出するとを義務とします。	◎
②グループ独自の瑕疵担保 ルールの整備	該当なしです。四国における高気密・高断熱住宅の普及啓蒙活動を通じてイギリス保険省の冬期の室温指針に基づき、四国においても室温が16度以下にならない住宅の建築を推奨します。ヒートショックを軽減することで少子高齢化の進む四国における社会保障費の軽減をめざし活動していますが、グループ独自の瑕疵担保までは整備できておりません。	○
その他 ※上記項目以外でグループ独自の ルール・目標があれば記入 してください。		
エ. グループの技術力の向上		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a		
①未経験工務店等への施工 技術研修会等の開催	研修会において情報共有・技術講習会を実施する。事務局を中心として、未経験構成員のバックアップ体制をつくり個別に設計・施工のアドバイスを実施する。	◎
②①の研修会等の実施内容 とその開催頻度	研修会は半年に1度以上開催し、長期優良住宅・ゼロエネ住宅・認定低炭素住宅の概要・達成方法・業務内容を研修する。また未経験工務店については交付申請時・実績報告時に必要に応じ事務局において随時サポートを実施する。	◎
③総合的な需給計画の策定 等の中長期的な取組	施工グループ構成員における定例会参加率目標を設定し、情報共有・目的の共有を徹底することで強い組織を作る。また、施工グループ構成員どうしが各住宅タイプ(長期優良住宅・ゼロエネ・認定低炭素)の棟数目標・住宅性能の数値目標をコミットすることで計画を立て、予実管理を定例会で実施します。その結果として競争意識が働くことでより高いレベルでの供給量の安定化をはかります。	◎
④③に基づく業種ごとの合 理化への取組	施工グループの集まりは既に定期的にも実施しているが、技術力向上には各業種合同でのコミュニケーションも必要です。他業種にも定例会へ積極的に参加を促し、情報共有する事で意識を高め、ルールの標準化をはかります。	○
b		
①省エネ技術講習会への参 加目標人数	グループ施工事業者で省エネ講習の未受講の場合は、最低1名以上の省エネ技術講習会へ参加とする。	◎
②省エネ技術講習会への参 加促進のための取組	施工事業者内の設計・施工に携わる者全てへ定例会及び定期連絡において省エネ技術講習会の実施の目的・日程を伝える。	◎
c		
①新たな技術等の導入や開 発の検証のための方法	新たな自術の独自開発は規制的に現状困難であるが、様々な住宅団体の行っている業界の最新情報を捉えてグループの発展のために、各種セミナーや視察会等に積極的に参加し、その情報を事務局より会員へフィードバックを行う。(2013年・14年ドイツパッシブハウス視察実施済み)	○
②新たな技術等の導入や開 発に向けた実証実験の実 施等	該当なし	○
その他 ※上記項目以外でグループ独自の ルール・目標があれば記入 してください。		

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。



1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 四国採暖採涼設計の家	(地域型住宅供給対象地域) 四国(香川県・愛媛県・徳島県・高知県)
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) 省エネルギー住宅推進協議会四国支部	(結成年) 2009年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	04-0028-0408	

4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は◎印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。  
※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。

オ. 地域の産業・住文化・景観等への寄与

【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a	①地域材ごとの使用部位(必須) ②地域材ごとの1棟当たりの使用量とその占める割合(必須) 地域材利用に関する共通ルール(必須) 地域材の流れ(フロー図)などグループの取組に関する補足説明	◎
	主要構造材は100%合法木材を使用し、うち土台・柱は四国産の杉または桧を90%以上使用する。 主要構造材は100%合法木材を使用し、うち土台・柱は四国産の杉または桧を90%以上使用する。主要構造以外の部材については合法木材認証の四国産木材を1.8m <sup>3</sup> 以上使用する。 主要構造材は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明」ができる木材を使用し、「合法木材取扱い事業者の証明書」と「納品書」の提出にて確認する。 ○プレカット業者が、直接、製材業者から地域材を仕入れる場合は、木材流通業者を含まない場合がある。 ○プレカット業者が、木材流通業者を通して、施工者へ供給する場合がある。 ○木材流通業者から、直接、施工者へ供給する場合がある。	◎
		◎
b	①地域材の在庫量や価格情報を把握・共有のための仕組み ②グループ全体における地域材の需給予測	◎
	特に地域材の在庫量については、グループ構成員で得た情報を事務局へ報告し、各構成員に情報提供をし、共有化をはかる。 地域材の供給については1棟あたり8立米の実績がある。各事業年度において採択数以上を供給している。本年度採択数×8立米は市場へ供給できる見込み。	◎
c	①-1 畳の活用 ①-2 和瓦の活用 ①-3 襖の活用 ①-4 障子の活用 ②その他地域の伝統的な素材や匠匠の活用	○
	ルール化はしないが積極的に活用していく。 ルール化はしないが積極的に活用していく。 ルール化はしないが積極的に活用していく。 ルール化はしないが積極的に活用していく。 畳・木製建具・塗り壁等の採用を推奨する。	○
d	①地域の伝統的なデザインを継承する取組 ②地域の住まい方の継承につながる取組 ③地域の街並み形成へ寄与する取組 ④和の住まいの要素を取入れた取組	◎
	外観に使用する素材および材料は、周辺の環境に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものを出来る限り使用しない。建築物の周囲に設置する設備類等は、道路等の公共空間等から容易に見えない位置へ設置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。 外観に使用する素材および材料は、周辺の環境に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものを出来る限り使用しない。建築物の周囲に設置する設備類等は、道路等の公共空間等から容易に見えない位置へ設置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。 外観に使用する素材および材料は、周辺の環境に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものを出来る限り使用しない。建築物の周囲に設置する設備類等は、道路等の公共空間等から容易に見えない位置へ設置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。 畳・木製建具・塗り壁等の採用を推奨する。	◎
その他		

その他

【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
東日本大震災の復興に資する取組		

グループが取組む木造住宅・建築物の特徴

※この項目は、高度省エネ型、優良建築物型を申請するグループのみ記入してください。  
※申請に係る認定低炭素住宅、ゼロ・エネルギー住宅、優良建築物型の性能や特徴等について記入してください。

【ゼロ・エネルギー住宅】

四国採暖採涼設計の家(6地域・7地域)

<外皮熱貫流率>

6地域基準UA値:0.87⇒目標値:0.60以下

7地域基準UA値:0.87⇒目標値:0.60以下

<一次エネルギー消費量削減率>

【全体の削減率】

6地域:103.6%以上、7地域:103.0%以上

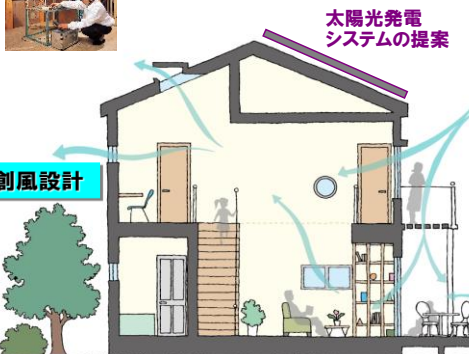
【太陽光等を除く削減率】

6地域:25.0%以上、7地域:22.8%以上

◆高度省エネ型;共通ルール 主要構造材⇒合法木材100%(土台・柱は、四国産杉・桧を90%以上)  
雨水タンク等の採用、「節水型水栓・節水型トイレ・高効率給湯機」のいずれか一つを採用する。



気密測定の実施



太陽光発電システムの提案

採風

通風・創風設計

【認定低炭素住宅】

四国採暖採涼設計の家(6地域・7地域)

<外皮熱貫流率>

6地域基準UA値:0.60以下

7地域基準UA値:0.60以下

<一次エネルギー消費量削減>  
基準値△15%以上



モノコック構造



外壁通気工法

先張り防水シート施工

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。